

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.080

処 分 名	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定
処 分 の 概 要	特定建築物の建築等をしようとするとき、その特定建築物の建築等及び維持保全の計画が基準に適合すると認める場合、認定を行います。
根拠法令等・条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 （平成 18 年法律第 91 号）第 17 条第 3 項
審 査 基 準	法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため設定することはできません。 ◎法第 17 条第 3 項第 1 号、第 2 号
標準処理期間	認定の実績等がないため示すことができません。
設 定 年 月 日	平成 18 年 12 月 20 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁 4 階建築課窓口への提出
備 考	・ ホームページのリンク先（関連）： http://www.city.kasukabe.lg.jp/kenchiku/machi/kenchiku/tetsuduki/barrierfree.html

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

第十七条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替（修繕又は模様替にあっては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定建築物の位置

二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積

三 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項

四 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画

五 その他主務省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。

一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。

二 前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。